

## 業務内容・料金一覧表



川西康夫社会保険労務士事務所  
Yasuo Kawanishi Shakaihozen Romushi Jimusho

### 1. 顧問業務

#### (1)業務内容

- ①人事・労務管理に関するご相談
- ②労働保険・社会保険に関するご相談
- ③法令の改正に伴う就業規則の変更・届出（契約区分Aを除く）

#### (2)料金

契約区分	従業員数の目安	料金(月額・税込)
A	10人未満	11,000円
B	10人以上50人未満	22,000円
C	50人以上100人未満	33,000円
D	100人以上300人未満	55,000円
E	300人以上	110,000円

#### (3)留意事項

上記(1)③については、施行中の法令に対応した就業規則を作成・届出済みの事業所を対象とし、新たな改正に伴う就業規則の変更・届出を追加料金なしで対応させていただきます。

### 2. 給与計算サポート

#### (1)業務内容

- ①勤怠管理・給与計算ツールのご提供
- ②給与計算ソフト(パッケージ型・クラウド型)の導入サポート（初期設定等）
- ③給与計算ソフト・勤怠管理ツール等の運用サポート（不具合対応等）

#### (2)料金

##### ①初期費用

業務内容	料金(税込)
勤怠管理ツールの作成	5,500円 × 対象者数
給与計算ツールの作成	11,000円 × 対象者数
給与計算ソフトの導入サポート	55,000円～

##### ②サポート費用

業務内容	料金(月額・税込)
給与計算ソフト・勤怠管理ツール等の運用サポート	1,100円 × 対象者数

#### (3)留意事項

給与計算サポートの受託は、顧問業務をご契約頂いているお客様に限定させていただきます。

### 3. 労働保険・社会保険

#### (1)業務内容

労働保険・社会保険に関する各種手続きの事務代行

#### (2)料金

##### ①労働保険関係

業務内容	料金(税込)
保険関係成立届・雇用保険適用事業所設置届 (雇用保険資格取得届を含む)	33,000円 + 2,200円 × 被保険者数
年度更新(概算・確定保険料申告書)	22,000円 + 1,100円 × 従業員数
雇用保険資格取得届	11,000円
雇用保険資格喪失届(離職証明書を含む)	22,000円
育児・介護休業開始時賃金月額証明書	11,000円
育児・介護休業給付金支給申請書	11,000円
六十歳到達時等賃金証明書	11,000円
高年齢雇用継続給付支給申請書	11,000円

##### ②社会保険関係

業務内容	料金(税込)
新規適用届 (資格取得届、被扶養者異動届を含む)	33,000円 + 2,200円 × 被保険者数
定時決定(算定基礎届)	22,000円 + 1,100円 × 対象者数
随時改定(月額変更届)	11,000円 + 1,100円 × 対象者数
賞与支払届	11,000円 + 1,100円 × 対象者数
資格取得届(被扶養者異動届を含む)	11,000円
資格喪失届	11,000円
被扶養者異動届・国民年金第3号被保険者届	11,000円
任意継続被保険者資格取得申出書	11,000円
傷病手当金支給申請書	22,000円
出産育児一時金支給申請書	11,000円
出産手当金支給申請書	22,000円

#### (3)留意事項

- ①上表に記載のない手続きについては、料金11,000円～(税込)で手続き内容に応じてお見積もりさせていただきます。
- ②顧問業務をご契約頂いているお客様には、上表に記載の料金に関わらず、割引料金を適用させて頂く場合がございます。

## 4. 就業規則・労使協定

### (1)業務内容

- ①就業規則や人事・労務管理に関する各種規程、労使協定の作成・届出
- ②人事・労務管理に関する各種社内制度の設計・見直し

### (2)料金

業務内容	料金(税込)
就業規則の新規作成・届出 (各種社内制度に関するご相談を含む)	110,000円～
賃金規程の作成・届出 (賃金制度に関するご相談を含む)	55,000円～
育児・介護休業規程の作成・届出	33,000円～
既存の就業規則・各種規程の変更・届出	11,000円～
時間外・休日労働に関する協定書(36協定) の作成・届出	22,000円～
変形労働時間制・フレックスタイム制に関する 協定書の作成・届出	22,000円～

## 5. 雇用・労働分野の助成金

### (1)業務内容

- ①助成金の活用に関するご相談
- ②申請書類の作成・提出

### (2)料金

ご相談:初回無料 ※2回目以降は別途協議  
着手金:なし  
成功報酬:支給決定額の10%

### (3)留意事項

助成金の申請にあたって、支給要件に応じた社内制度の整備や就業規則・各種規程の作成・届出、その他添付書類の作成が必要になる場合があります。その場合は、内容に応じて別途料金を頂きます。

以上



川西康夫社会保険労務士事務所

Yasuo Kawanishi Shakaiho Ken Romushi Jimusho

〒660-0881

兵庫県尼崎市昭和通1丁目17番4号

TEL/FAX: 06-6481-5907

E-mail: [y.kawanishi@yk-srj.com](mailto:y.kawanishi@yk-srj.com)

Website: <https://www.yk-srj.com/>